

○沖縄県立看護大学が発注する契約に係る  
取引停止等に関する取扱規程

(平成19年11月12日)

改正 (平成28年1月20日)

(目的)

第1条 この規程は、沖縄県立看護大学（以下「本学」という。）が発注する建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 学長は、県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年7月20日沖縄県告示第69号）により資格を得た者又はその他の者（以下「業者」という。）が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項及び次条の定めるところにより期間を定め、契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

(取引停止に係る特例)

第4条 業者が一の事案により別表の左欄に掲げる措置要件の2以上に該当した場合の取引停止の期間は、当該措置要件ごとに定める同表右欄の期間の最も長い期間とする。

2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、別表左欄に掲げる措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間は、同表右欄に定める期間の2倍の期間とする。

3 前項のうち、取引停止の期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了の翌日から開始する。

4 学長は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引を解除するものとする。

5 学長は、取引停止期間中の業者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事案に限り、取引の相手方とすることができるものとする。

(1) 特許等特別な技術を必要とする契約で、取引停止期間中の業者しか取引の相手方がいない場合

(2) 緊急の契約で、取引停止期間中の業者以外では契約の目的を達成することができない場合

(3) 現に履行中の契約に直接関連する契約で、取引停止期間中の業者以外の業者と取引することが著しく不利と認められる場合

6 学長は、業者が過去の不正行為について、本学に対して自己申告した場合に、情状を考慮して取引停止期間の減免を行うことができるものとする。

(取引停止措置等の通知)

第5条 学長は、第3条第1項による取引停止又は第5条の規定による指名等の取消をしたときは、取引停止通知書（第1号様式）により、第4条第4項における取引停止の解除をした場合は取引停止解除通知書（第2号様式）により、当該業者に遅滞なく通知するとともに、委員会に対し、同通知書の写しを添付し通知するものとする。ただし、通知する必要があると認める相当な理由があるときは、通知を省略することができるものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第6条 学長は、取引停止期間中の業者が本学の契約に係る製造等の全部又は一部を下請けすることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請けしている場合は、この限りではない。

(警告又は注意の喚起)

第7条 学長は、取引停止を行わない場合において必要があると認められるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、取引停止等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成19年11月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月20日から施行する。

別表 措置基準（第3条関係）

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本学の役員又は職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所いう。）を代表する者で、イに掲げる者以外の者（以下「一般社員等」という。）</p> <p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般社員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手先として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>4 本学に係る契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>3ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>5 本学の契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4ヶ月以上12ヶ月以内</p>

措置要件	期間
<p>6 本学の契約に関し、一般社員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>7 他の公共機関の購入等契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、かつ契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>8 他の公共機関の購入等契約に関し、一般社員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、かつ契約の相手方として不適切であると認められるとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 1ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な履行)</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>9 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、かつ契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>10 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為を志、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内</p>

第1号様式

看 大 第            号  
平成    年    月    日

殿

沖縄県立看護大学長

取引停止通知書

この度の貴社(殿)の行為は、本学発注契約の受注者としての社会的期待及び責任に照らしてあってはならないものであり、誠に遺憾であります。

よって、今後本学が発注するすべての契約等の際し、下記のとおり貴社(殿)の取引を停止することにしたので通知します。

記

1 指名停止の理由

2 指名停止の期間

年    月    日から  
年    月    日まで    (    ヶ月)

第2号様式

看 大 第            号  
平成    年    月    日

殿

沖縄県立看護大学長

取引停止解除通知書

先に、    年    月    日付看大第    号をもって貴社(殿)との取引停止を行った旨を通知したところでありますが、この度、当該取引停止を解除したので通知します。